一　個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を、条例の定めるところにより、同法第十八条第一号に掲げる事務又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第十八条第二項第二号に掲げる事務の処理に利用するための情報システム

二　個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）により個人の真偽の確認を行う方法を用いた申請及び届出等の事務の処理に利用するための情報システム

三　前二号に掲げるもののほか、電磁的方法によらず、個人番号カードを用いて、住民の利便性の向上に資する事務の処理に利用するための情報システム

15‖　平成二十七年度から平成三十一年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、下水道事業について、地方公営企業法の適用に要する経費として当該年度中に一般会計から下水道事業特別会計に繰り入れた額（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

16‖　平成二十九年度に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、「公立病院改革の推進について」（平成二十七年三月三十一日総務省準公営企業室第五十九号通知）に基づき、策定された新公立病院改革プランの点検、評価及び公表を行う市町村について、その点検、評価及び公表に要する経費として総務大臣が調査した額（五〇〇、〇〇〇円を上限とする。以下この項において同じ。）（策定された新公立病院改革プランの点検、評価及び公表を行う一部事務組合又は広域連合を組織する市町村にあつては、その点検、評価及び公表に要する経費として総務大臣が調査した額を特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した負担割合により按分した額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

17‖　平成二十九年度に限り、第三条第一項第三号イの表第四十九号の額は、同号各号の規定により算定した額に、平成二十七年改正省令による改正前の第三条第一項第三号イの表第五十六号第一号の表の右欄以外の診療所であつて、直近の国勢調査の結果による人口集中地区の区域以外の区域に所在する診療所の項の区分の欄に規定する診療所（平成二十九年度において第三条

一　個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を、条例の定めるところにより、同法第十八条第一号に掲げる事務又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第十八条第二項第二号に掲げる事務の処理に利用するための情報システム

二　個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）により個人の真偽の確認を行う方法を用いた申請及び届出等の事務の処理に利用するための情報システム

三　前二号に掲げるもののほか、電磁的方法によらず、個人番号カードを用いて、住民の利便性の向上に資する事務の処理に利用するための情報システム

16‖　平成二十七年度から平成三十一年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、下水道事業について、地方公営企業法の適用に要する経費として当該年度中に一般会計から下水道事業特別会計に繰り入れた額（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

17‖　平成二十七年度及び平成二十八年度に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、「公立病院改革の推進について」（平成二十七年三月三十一日総務省準公営企業室第五十九号通知）に基づく新公立病院改革プランの策定を行う市町村について、その策定に要する経費として総務大臣が調査した額（平成二十七年度及び平成二十八年度の二年度で計二、〇〇〇、〇〇〇円を上限とする。以下この項において同じ。）又は策定された新公立病院改革プランの点検、評価及び公表を行う市町村について、その点検、評価及び公表に要する経費として総務大臣が調査した額（五〇〇、〇〇〇円を上限とする。以下この項において同じ。）（新公立病院改革プランの策定又は策定された新公立病院改革プランの点検、評価及び公表を行う一部事務組合又は広域連合を組織する市町村にあつては、その策定又は点検、評価及び公表に要する経費として総務大臣が調査した額を特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した負担割合により按分した額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

18‖　平成二十八年度に限り、第三条第一項第三号イの表第五十号の額は、同号各号の規定により算定した額に、平成二十七年改正省令による改正前の第三条第一項第三号イの表第五十六号第一号の表の右欄以外の診療所であつて、直近の国勢調査の結果による人口集中地区の区域以外の区域に所在する診療所の項の区分の欄に規定する診療所（平成二十八年度において第三条第